

令和3年度

日身連要望事項回答文書

(令和3年7月)

社会福祉法人

日本身体障害者団体連合会

目次

令和3年度日身連要望事項

厚生労働省	P 2
内閣府	P13
外務省	P18
国土交通省	P19
文部科学省	P25
警察庁	P26
消防庁	P27
金融庁	P29
新型コロナウイルス感染症関連.....	P30

日身連要望事項に対する文書回答について

各ブロックからご要望いただいた要望事項につきまして、「令和3年度日身連要望事項」として、与党関係議員を介して国へ提出し、この度、関係府省庁から文書での回答をいただくことができましたので、ここに冊子に取りまとめ、ご報告いたします。

各加盟団体の皆さまの団体活動の一助として、ご活用いただければ、誠に幸甚に存じます。

令和3年7月

社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
会 長 阿部 一彦

厚生労働省

1. 居宅介護における家事援助については、現行では入院中は対象外となり、継続したサービスを受けることができない。精神的にもつらい入院生活において、自身の障害特性を十分に理解し、援助を受けられることが望ましいことから、早急な改善を検討いただきたい。

(回答)

1. 病院等に入院中の障害者への家事援助の提供については、健康保険法の規定等により、障害をもたない入院患者と同様、基本的には病院等が実施することとされています。
2. 一方、入院に際して、利用者の障害特性等を病院等へ適切に情報提供頂くことは重要であると認識しており、入院時等に病院等に利用者情報を提供するなどの連携を実施した場合に、障害福祉サービス等報酬による評価をしています。
3. なお、入院中の家事援助等の提供にあたり、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等については、重度訪問介護における意思疎通等支援や、地域生活支援事業の意思疎通支援事業を利用することが可能です。

2. 働く人の視点に立ち、障害特性に配慮した環境整備は、将来を見据えた障害者就労の促進に結びつくものとする。その観点からも、以下について検討いただきたい。
 - ① 職場への移動を含め、就労中に等しく福祉サービスが受けられる制度を国の責務において講じていただきたい。

(回答)

1. 令和2年10月より、雇用施策と福祉施策が連携し、重度障害者等の通勤や職場等における支援を実施する事業を新たに開始しています。
具体的には、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、市町村が必要と認めた場合に、地域生活支援事業(令和3年度においては地域生活支援促進事業)により支援を行っています。

2. 今後とも、本事業について、丁寧な情報発信等を行うことで、各自治体における活用を後押ししてまいります。

2. ② 雇用率達成のための一層の促進強化とともに、継続就労にも意を用いるよう、障害者雇用納付金制度や各種助成金制度の広報の充実を図るとともに手続きの簡素化についても見直していただきたい。

(回答)

1. 障害者の雇い入れ及び継続雇用を促進するため、助成金制度をはじめ、各種支援制度の周知を図ることは重要であると考えます。
2. このため、障害者納付金制度については、
 - ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「JEED」という。)支部による事業主説明会等を実施するとともに、JEED ホームページ及び YouTube にて説明用動画の配信を行っています。
 - 加えて、各種助成金制度については、
 - ・ 厚生労働省の HP で広く周知を行うとともに、求人受理や事業所訪問の機会を捉え、リーフレットを用いた制度説明及び周知を行い、事業主に対して積極的な活用を促しています。
3. さらに、手続きの簡素化については
 - ・ JEED に寄せられる要望事項や実際に助成金を活用している事業主を対象とするアンケート結果等を踏まえ、見直しの検討を行うほか、
 - ・ e-Gov(※1)やGBiz(※2)の活用、マイナンバー連携による納付金助成金の電子申請システムの導入を準備しており、当該システムの導入により利用者の負担軽減、手続きの簡素化等の見直しを図ることとしています。
 - また、各種助成金制度についても、例えば特定求職者雇用開発助成金においては、
 - ・ 令和2年度より第1期支給申請時に提出済みの書類であって、内容に変更がない場合、第2期以降の支給申請時添付を省略可能とする
 - ・ 令和3年3月より電子申請による取扱いを開始等の対応を行っています。
4. 引き続き、利用可能な支援制度等に係る情報が適切に事業主の皆様が届くよう積極的な周知を行うとともに、利用に当たってのご負担の軽減に向け、手続きの簡素化についても引き続き検討を行ってまいります。

※1:e-Gov(イーガブ)とは、行政機関が発信する政策・施策に関する情報、行政サービス、

各種オンラインサービスなどに関する情報を対象に、情報ナビゲーションに資することを目的として総務省行政管理局が整備、運営する Web サイト

※2:G ビスとは、行政サービスにアクセスできる認証サービス

3. 地域生活支援に関わる相談事業、自立支援協議会や障害者の重度化・高齢化を見据えた地域生活拠点整備において、身体及び知的障害者相談員・ピアサポーターを活用した地域全体で支える体制の一層の促進が求められる。障害者社会参加推進センター等と連携を図り、研修の継続、相談員活動を支える予算の確保と運用方法の確立を図っていただきたい。

(回答)

1. 身体障害者相談員等に係る研修については、当該相談員等の相談対応能力の向上や関係機関等との連携を強化するため、地域生活支援事業の都道府県事業(※)により支援を行っています。

※ 地域活動支援事業(都道府県事業)

○身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員等を対象に研修を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る事業(令和元年度は31都道府県において実施)

2. また、身体障害者相談員等の設置に必要な経費については、地方交付税に計上されているところです。
3. 厚生労働省としては、引き続き、適切な運用方法を含め、関係団体の皆様と自治体の連携の確保等が図られるよう、必要な予算等の確保に努めてまいります。

4. 個人情報保護法の施行以後、行政から身体障害者手帳交付者に関する情報が制限され、身体障害者相談員の相談業務に大きな支障が生じている。加えて、新型コロナウイルス感染防止をはじめ、頻発する自然災害や緊急における障害者の避難誘導に関しても大きな壁となっている。身体障害者相談員は障害者福祉法で規定された制度であり、日頃から障害のある人やその家族に寄り添い、信頼関係を築きながら障害のある立場で相談活動を実践している。こうした実績に鑑み、障害者相談員の活動を支援している障害者団体に対し、手帳交付者の承諾のもと、情報を提供いただきたい。

(回答)

1. 身体障害者福祉法施行令第9条により、手帳交付自治体は身体障害者手帳交付台帳を

管理することとなっておりますが、これは自治体が管理する個人情報であり、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、自治体の定める個人情報保護条例に沿って適切に対応されているものと認識しております。

2. 国としては当該情報の提供可否を判断する立場にないことから、当該情報の提供にあたっては、各自治体にご要望いただくようお願いいたします。

【参考】個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

5. 重度障害者医療費助成制度等の障害者にかかる都道府県、市町村単独事業実施に伴う療養給付費及び普通調整交付金については、地域間格差から重度障害のある人の健康的な日常生活が確保されていない現状がある。こうした課題解消のための対策を講じていただきたい。

(回答)

1. 障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費(自立支援医療費)の支給を行うことにより、障害者等の医療費の負担軽減措置を講じている。
2. また、医療保険制度では、医療を受けた人と受けない人との公平や、適切な受診を確保する観点から窓口負担を求めているが、自治体の医療費助成により窓口負担が軽減される場合、受診率が上昇し医療費が増加する傾向にある。
3. このため、自治体独自の医療費助成によって増加する医療費については、その性格上、当該自治体が負担するものとし、国の公費負担を減額調整している。
4. このように、減額調整措置については、限られた財源の公平な配分や、国保財政に与える影響等の観点から講じているものであり、ご理解いただきたいと考えている。

6. 障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を送る上で、さまざまな施策が講じられているが、厳しい状況の改善には及んでいない。障害のある人の生活を支える意味でも、障害基礎年金の増額や所得補償制度の充実を講じていただきたい。

(回答)

1. 障害のある方の収入の確保や負担への配慮は重要な課題であり、障害年金や特別障害者手当を支給しているほか、一般就労への移行支援や就労定着支援などに取り組んでおり、今後とも推進してまいります。
2. また、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するため創設された年金生活者支援給付金により、障害基礎年金を受給している方には、障害等級1級の方には月額 6,288 円(令和3年度)、障害等級2級の方には月額 5,030 円(令和3年度)を上乗せして支給することとしています。

3. さらに、重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とされる方については、特別障害者手当として月額 27,350 円を支給しています。
4. 加えて、障害のある方が地域において自立した日常生活又は社会生活を送るために必要なサービスについては、障害者総合支援法等に基づき給付しています。
5. 引き続き、こうした施策に総合的に取り組むことにより、障害のある方の生活を支えてまいります。

7. 盲ろう者に対しては、障害特性の理解不足に加え、障害特性に対応した支援が進んでいないことは大きな問題であると考えます。障害者権利条約を踏まえつつ、住環境の整備はもとより、福祉機器の一層の開発、普及にむけた取組を進めていただきたい。

(回答)

1. 厚生労働省では、障害者等の自立や社会参加を支援することを目的として、企業等が障害当事者と連携して障害者等のニーズを適確に捉えた支援機器を開発する取組に対して助成を行っています。
2. 御指摘の盲ろう者向けの機器としては、独力で時間管理を行うための触読式のアラームクロックといった支援機器の開発に対する助成を行っています。
3. 厚生労働省としては、盲ろう者をはじめ、障害者等の一層の自立や社会参加に資するよう、引き続き支援機器の開発促進に取り組んで参ります。

8. 現行の補装具費支給制度の仕組みは、医師や身体障害者更生相談所の助言をもとに、障害者の身体状況や日常生活等を総合的に判断されるとされている。こうした仕組みは、極めて重要な個人のニーズが必ずしも反映されず、本来あるべき補装具としての失われた身体機能を補うための十分な用具とならない課題解消が求められる。また、故障や破損した場合は短期間での修理が行えるようにするとされているが、通勤ができない等日常生活に大きな支障をきたすことなどから、修理期間中の代替が認められるように適切な制度となるよう検討いただきたい。
9. 障害者の失われた機能や身体の一部を補う補装具は、障害者の日常生活を支える上で必要不可欠であり、個々のニーズに合わせ、障害者が日常生活を送る上で必要不可欠なも

のであるにも関わらず、個々のニーズにあったものが支給されない現状は大きな問題があると捉えている。

(回答)

1. 補装具費支給制度は、障害者等が日常生活を送る上で必要な移動などの確保や就労場面における能力の向上を図ることなどを目的に、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具である補装具の購入などに要する費用を支給する制度です。
2. 各自治体では、医師の意見書や身体障害者更生相談所の技術的助言に基づき、障害者の身体状況や日常生活などを総合的に判断し、利用者に適合した補装具を支給決定しているため、個々のニーズは満たすものの、ご本人が希望した補装具が支給されない場合もあります。
3. また、補装具費支給制度は、原則1種目につき1個としており、補装具の修理を行っている間などの当該補装具の代用品(いわゆる「スペア」)の支給は認めていませんが、利用者や補装具事業者と十分に連携し、短期間で修理を行うことができるようにするなど、迅速な対応に努めるよう、各自治体に周知しているところです。
4. 引き続き、各種研修会や障害福祉関係主管課長会議などを通して補装具費の支給が適切に行われるよう努めて参ります。

10. 日常生活用具給付等事業に関し、以下について検討いただきたい。

① 国は「日常生活用具給付等事業」について、全国市町村の給付の実態把握を定期的に行うと共に、地域の実情に応じて必要な給付が適切に行われているかを検証し、行われていない市町村への指導を行う等の改善に努めていただきたい。

② 特に給付対象者については、市町村要綱が身体障害者福祉法の要綱を改めずに運用する市町村があり、在宅でないオストメイトが個人の意思では無く、「要綱」の定めと言う行政側の一方的な理由で給付を打ち切られる事案が毎年発生している。本事案には当事者団体からも該当市町村に改善を要望しているが、理解を得られないケースもあり国において早急に指導していただきたい。

また、給付対象者は「永久ストーマ」保持者であることも確認いただきたい。

(回答)

1. 日常生活用具給付等事業については、地域生活支援事業の一つとして、実施主体である

各市町村が自ら創意工夫し、地域の実情に応じて柔軟な形態で効果的な事業展開が可能な仕組みとなっており、品目、給付対象者、基準額等の詳細は、市町村が定めているところです。

2. 厚生労働省では、令和2年度障害者総合福祉推進事業を活用して、ストーマ装具を含む日常生活用具給付等事業の実態把握に係る調査を実施したところであり、今後も必要に応じて実態把握を行い、各市町村において、障害のある方のニーズを把握したうえで適切な給付が行われるよう、障害福祉関係主管課長会議などを通じて、周知徹底に努めて参ります。

11. オストメイトの老齢化に伴い、介護士によるストーマケアの要望が増大しているが、介護士研修はJSSCR学会会員のボランティア活動として実施しているのが現状であることから、介護士へのストーマケア研修については、制度的に、全国同一内容で実施していただきたい。

(回答)

1. ストーマケアの実施については、医行為に該当する場合もあることから、研修に位置付けることについては慎重な議論が必要であると認識しています。
2. 一方で、介護職員によるストーマケアのニーズが存在することは認識しており、令和3年度障害者総合福祉推進事業において障害福祉サービスにおける介護職員による喀痰吸引等の実施状況及び医療的ケアのニーズに関する調査研究を実施する予定です。
3. こうした調査研究を介護職員による適切な医療的ケアの提供を行うための検討に活用してまいります。

12. 障害者総合支援法の「補装具制度」において公費助成が実施されていますが、その対象者は障害者手帳保持者に限定されていることが、利用率の低さを招いている大きな原因と考えられます。また、同調査は、「補聴器所有者の12% (2015 : 15% , 2012 : 12%) が補聴器購入の助成を受けた。」としており、障害者手帳を持っていない中等度難聴者や加齢性難聴者の多くは自費購入を強いられているものと考えられます。補聴器購入に対する公費助成の充実をお願いします。

(回答)

1. 補装具費支給制度における補聴器の支給対象者は、身体障害者手帳の交付を受けている高度難聴者や重度難聴者としており、高度難聴用、重度難聴用の補聴器の購入等に係る費用を支給しています。
2. 身体障害者手帳に関する身体障害の認定基準については、視覚障害、肢体不自由などの障害種別間のバランスを考慮しながら、医学的な観点からの身体機能の状態を基本としつつ、日常生活の制限の程度によって定められております。
3. 補装具費の対象とすべきかについては、補装具費支給制度の目的や身体障害者手帳の趣旨に照らして、慎重な検討が必要と考えます。

13. 厚生労働省の「生活のしづらさ調査」については、障害者手帳保持者又は一定の非手帳保持者を対象とした調査であることから、国民全体に占める聴覚障害者がどの程度いるか、またその障害特性がどのような割合になっているかを把握することができていない。それらの実態を把握し、施策につなげることが肝要であることから、適切な方法で聴覚障害者の実態調査を実施いただきたい。

また、以前より課題として指摘している身体障害者福祉法の聴覚障害等級程度と世界保健機構の認定基準に大きな違いがあることに関しても、「聴覚障害程度基準」について議論していただきたい。

(回答)

1. 平成28年度「生活のしづらさなどに関する調査」において、
 - ・ 「小さな声が聞き取りにくい」「普通の大きさの音が聞き取りにくい」など聞こえの程度について4段階でお答えいただく設問
 - ・ 「補聴器」「人工内耳」など、日常的に利用しているコミュニケーション手段についてお答えいただく設問を新たに設け、障害者手帳をお持ちの方だけでなく、手帳はお持ちではないが、生活にしづらさを抱える聴覚障害者の方について、実態を把握できるよう努めております。
2. 身体障害者福祉法において聴覚障害は、
 - ① 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
 - ② 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
 - ③ 両耳による普通話声の語音明瞭度が50パーセント以下のものと定められています。ご指摘の世界保健機構の「難聴の程度分類」において、補聴器が推奨される軽度・中等度の難聴の方については、現在、認定基準の対象となっておらず、ご指摘

のような課題があることは伺っております。

3. 身体障害の認定基準については、視覚障害、肢体不自由等の障害種別間のバランスを考慮しながら、医学的な観点からの身体機能の状態を基本としつつ、日常生活の制限の程度によって定められております。
4. 聴覚障害の認定基準の見直しについては、
 - ① 医学的な知見
 - ② 障害間の全体的なバランス
 - ③ 関連施策への影響などの観点から慎重に検討する必要があると考えています。

14. 聴覚障害者の聴覚補償として人工内耳が普及しているが、人工内耳の手術は4百万円以上の費用が必要とされ、手術後も外部機器や電池交換などの利用のための費用が必要となる。手術費用は自立支援医療、高額医療費助成により個人負担が低減されている一方で、外部機器の取り換え費用、電池の購入費用はすべて利用者の個人負担とされている。外部機器のプロセッサはかなりの高額であり、1個2万円弱の充電器も2年に一度は交換が必要となる。こうしたことから、各地の自治体では独自の助成が進められているものの、厚生労働省は自治体の助成にあたって、障害者総合支援法の地域生活支援事業利用は不可としている。令和2年度から一部外部機器交換が医療保険の対象とされたが、その対象範囲を拡大していただきたい。

(回答)

1. 障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度においては、人工内耳に関しては、令和2年度より、外部機器のプロセッサ(人工内耳用音声信号処理装置)の修理を対象としています。
2. これは、外部有識者で構成される補装具評価検討会において、医師が必要と判断した外部機器のプロセッサ(人工内耳用音声信号処理装置)の修理のみ修理基準に追加することが妥当と判断されたものであり、電池や充電器の交換や修理について同制度による支給は困難です。
3. また人工内耳用材料(人工内耳用インプラント等)の交換に係る費用は、破損した場合等においては医療保険の適用となります。

15. 障害者総合支援法においては要約筆記者の派遣は個人利用、居住市町村内利用を原則とし、専門性の高い意思疎通については市町村域を越えて要約筆記の派遣を受けられるということになっている。しかし、団体が実施する集まりについては、要約筆記者利用を想定していないため、市町村・都道府県が事業実施要綱で対応していること等から地域格差を招いている。さらに、全国規模の研修等の集まりに対しては制度が全く未整備で、集まり開催地の自治体が特例で対応するか、実施主催者の費用負担で対応せざるを得ない状況が続いている。

いつでも、どこでも、必要な場に要約筆記者の派遣ができ、情報保障が確保されることが緊要であることから、都道府県、政令市等での広域的な派遣事業を推進すると同時に、全国規模の会議・集まりへの要約筆記者の派遣の仕組みを実現していただきたい。

(新型コロナウイルス感染症関連再掲)

(回答)

1. 意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等に対して、地域生活支援事業における市町村事業としての意思疎通支援事業において、要約筆記者の派遣に対する支援を行うとともに、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議等並びに市町村等での対応が困難な場合は、地域生活支援事業における都道府県事業としての「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」において、要約筆記者等の派遣に対する支援を行っています。
2. これらの支援を行う地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態によって事業を実施するとの趣旨を踏まえ、実施主体である市町村や都道府県において管内の障害者のニーズの状況や、地域の特性等を考慮して支援内容等が決められているところであり、御指摘の全国規模の研修会についても個々の自治体の状況等に応じた対応が行われるものと考えております。
3. また、手話通訳者の派遣事業や設置事業について、聴覚障害者の適切な受診機会の確保や手話通訳者の感染防止等のため、遠隔手話サービスにより実施した場合にも地域生活支援事業の対象とすることとしています。
4. さらに、令和2年5月、各都道府県障害保健福祉担当部局あてに遠隔で要約筆記を実施する場合について、地域生活支援事業の意思疎通支援事業の対象としてよい旨、周知を行ったところです。
5. 引き続き、関係者の皆様の御意見を伺いつつ、聴覚に障害のある方に対する意思疎通支援や情報保障の充実に努めてまいります。

内閣府

1. 地域において、安全・安心な生活がおくることができるよう、平常時より防災減災に関し、行政機関が主体と地域と連携した取組を進めることが求められることから、以下について検討いただきたい。

① 地域社会において安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・減災対策を推進するとともに、新型コロナウイルス等の感染対策にも万全を期した避難所・福祉避難所の設置など、国と地方公共団体が一体となって、災害時の障害者支援体制の整備を早急に講じるよう要望する。
(新型コロナウイルス感染症関連再掲)

② 障害特性に配慮した避難所の確保や活用スペースの見直し、感染防止のための物資や機材等の配備等を徹底していただきたい。さらに、地域特性も踏まえ、地域全体(市町村職員・地域住民・障害者やその家族・社会福祉施設等幅広い関係者)で参加する実践型の避難所運営の訓練が行える仕組を徹底していただきたい。
(新型コロナウイルス感染症関連掲載)

③ 災害時に災害弱者が避難誘導に間に合わず、取り残された際の安否確認が可能な救助システムを構築していただきたい。

④ 避難所及び福祉避難所については、収容人数を把握し避難できない人がでないように適切に設置していただきたい。
(新型コロナウイルス感染症関連掲載)

⑤ 災害時においてもオストメイトが安心して避難生活を送れるように、以下2点を要望する。

・ 現状のストーマ装具メーカー各社が負担する装具の「無償提供」による災害救助を、全国の市町村を実施主体とするよう制度化いただきたい。

・ 実施出来ない市町村のオストメイトへの災害救助については、現状のメーカー各社から提供される装具に関わる費用について、国の負担とするような制度に早急に改めていただきたい。

(①回答)

○ 政府としては、防災・減災対策について、指定避難所や社会福祉法人等の福祉施設等における防災機能の整備等のため、緊急防災・減災事業債により自治体の取組を財政的に支援しているところ。

－内閣府－

- 避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止にも十分留意する必要があり、これまで、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、避難者スペースの十分な確保、発熱者等への対応などについて、自治体の取組を促してきたところ。
- また、障害者等の要配慮者の福祉避難所等への直接の避難が促進されるよう、府令、ガイドライン等を改定したところ。
- 引き続き、関係省庁や自治体と連携して、福祉避難所等における生活環境の改善に努めてまいりたい。

(②前段回答)

- 災害時における障害者など要配慮者の避難への支援等は重要であると認識しているところ。
- 先般、福祉避難所の指定や直接避難の促進、一般避難所での福祉スペース確保等が図られるよう、府令、ガイドライン等を改定したところ。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応においても、ホテル・旅館等の避難所としての活用にあたって、障害者等を優先的に避難する者として検討することや、一般の避難所においても要配慮者の専用スペースを確保するレイアウトの例をお示しするなど、自治体に対し要配慮者に配慮した取組の助言に努めているところ。
- また、マスク、消毒液、パーティション等の感染症対策物資の備蓄に要する費用については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の活用も検討の上、取組を進めるよう自治体に働きかけているところ。
- 引き続き、関係省庁や自治体とも連携しながら、避難所において障害特性に配慮した必要な支援を受けられるよう努めてまいりたい。

(②後段回答)

- 地域特性も踏まえ、地域全体で防災訓練を継続的に実施することは重要であると認識している。
- このため、中央防災会議で決定した今年度の総合防災訓練大綱においては、障害者等の「要配慮者本人の参加を得て避難場所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める」ことを基本方針に定めており、また、地方公共団体等には、「高齢者等避難等の避難所の開設・

運営等に関する訓練を、要配慮者本人や要配慮者利用施設の管理者等の参加を得ながら実施する」よう促している。

- また、内閣府としては、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」(第3版 令和3年6月16日発刊)及び関連する動画を発出し、コロナ禍においても感染拡大防止等により適切に避難所が運営されるための具体的な手順を示すとともに、例えば、避難所の占有スペースの区割りに関して、要配慮者の専用スペースを設けることや、要配慮者の状況を考慮した区割りにすることなど、障害のある方等への配慮について記述し、これらに基づいて地方公共団体等が安全面に配慮しつつ訓練を実施することを促している。
- このような取り組みをとおして、引き続き、地域全体で参加する実践型の避難所運営訓練を継続的に実施するよう努めてまいりたい。

(③回答)

- 平成25年の災害対策基本法の改正において、自ら避難することが困難な高齢者や障害者など避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務とされ、災害時の安否確認などの避難支援等に活用されてきたところ。
- 本年5月の災害対策基本法の改正においては、避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画である個別避難計画を作成することを市町村の努力義務とし、障害者等の避難の実効性を高めることとしたところ。
- 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の具体的な運用上の留意点については、取組指針(※)を本年5月に改定し、市町村に周知したところ。
※「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月(令和3年5月改定)内閣府(防災担当))
- 内閣府としては、障害者等の安否確認も含めた避難支援等が確実に行われるよう、関係省庁や自治体と連携して取り組んでまいりたい。

(④回答)

- 昨年の台風第10号においては、最大級の警戒が必要であったことから、関係自治体において、住民に対して早急な避難の呼びかけが行われた結果、一部の避難所において収容人数に達し、他の避難所を紹介するなどした事例があった。

- このことを受け、
 - ・ 災害の大きさを適切に判断し、必要な避難所をできる限り当初から開設することとし、その場所、収容人数等を平時から周知すること
 - ・ 自治体のホームページや防災メール等を含め、避難所の混雑情報等の効果的な情報発信の手段について平時から検討すること、などについても自治体に対し促しているところ。
- 今後も、自治体において、避難所への円滑な避難のため、適切な対策が取られるよう支援してまいりたい。

(⑤回答)

- 災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、必要なストーマ用装具等の消耗器材についても救助費として国の負担の対象とする旨を、災害救助事務取扱要領等において定めているところ。
- 内閣府としては、引き続き、災害救助法の基準等について自治体への周知に努めるとともに、関係省庁や自治体等と連携して、要配慮者に対する支援が適切に実施されるよう努めてまいりたい。

2. 障害者差別解消法施行3年後の見直しについては、内閣府障害者政策委員会において意見書が採択され、この意見書を踏まえた改正案が国会へ上程されたが、施行期日については「公布の日から起算して3年を超えない範囲において」とされており、同法の施行から4年が経過している今、一日も早く施行していただきたい。

(回答)

1. 今般、事業者による合理的配慮の提供を義務化するに当たり、事業者団体等から、合理的配慮や過重な負担の考え方の明確化、相談体制の整備、事例の収集・共有の仕組みが必要との多くの意見を頂いています。
2. 改正法の成立を受けて、今後、障害者や事業者等の関係者の意見も踏まえつつ、「基本方針」を改定し、それを受けて各省庁(主務大臣)においてはそれぞれの所管分野を対象とした対応指針(ガイドライン)を見直すこととなります。また、各地方公共団体においても、こうした動きと合わせて相談体制の整備を始め様々な対応が必要となります。
3. このため、改正法では、これらの取組や国民全体への周知啓発といった施行前の準備に必要な期間を勘案して、その施行のタイミングを「公布の日から起算して3年を超えない範囲

内」としています。

4. 改正法においては、「公布の日から起算して3年を超えない範囲」で施行するものとされていますが、上記の必要な準備をしっかりと行った上で、丸々三年を掛けることなく、なるべく早く施行できるよう努力してまいります。

外務省

持続可能な開発目標 SDGs の目標達成むけ、障害に言及している事項については、インクルーシブな視点で実施されるとともに、障害者権利条約人権(CRPD)指標の重要性をとらえ、推進いただきたい。

(回答)

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「すべての国が国連憲章に則り、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治若しくは信条、国籍若しくは社会的出自、貧富、出生、障害等の違いに関係なく、すべての人の人権と基本的な自由を尊重、保護及び促進する責任を有する」旨定められており、日本政府としても、人間の安全保障の理念に立脚し、「誰一人取り残さない」という考えの下、SDGs 達成に向け取り組んでいる。

障害者権利条約人権指標については承知しており、我が国は、障害者権利条約の締約国として、同条約を誠実に履行しつつ、引き続き、障害者関連の施策をしっかりと推進していく考え。

国土交通省

1. ユニバーサルデザインの街づくりには、ハード・ソフト両面からの対策を促進させ、障害者・高齢者等の移動円滑化を進めることが求められる。現在、さまざまな対策が講じられているところだが、安心・安全な環境整備を第一に、数値目標の達成を含め、一層の促進を図っていただきたい。

また、公共交通施設等の改修工事等においても、事前に地域の障害者の意見を参考に、よりよい施設環境の整備を図っていただきたい。

(回答)

- バリアフリー法基本方針において令和3年度から5年間の新たなバリアフリー整備目標を策定したところであり、この目標達成に向け、ハード・ソフト両面から公共交通機関や建築物等のバリアフリー化に取り組んでいるところです。
- この点、施設整備に当たっては、設計・施工段階から高齢者、障害者等の当事者のご意見を採り入れる、いわゆる当事者参画の考え方は、「真の共生社会」を実現する観点から、今後ますます重要になっていくものと考えております。
- このため、施設設置管理者は、施設整備に当たり高齢者、障害者等の意見を反映させるため、計画策定等において可能な限り当事者の参画を求めることについて、同法基本方針において明記しているほか、施設設置管理者に対しては、新国立競技場や成田国際空港など設計・施工段階で当事者が参画して整備した好事例を示しながら、当事者参画の必要性について周知を図っているところです。
- 今後、設計段階からの当事者参画の取組がさらに進むよう、移動等円滑化評価会議の仕組み等を活用した働きかけを行うとともに、当事者や施設設置管理者のご意見を丁寧に伺いながら施設整備を図ってまいります。

2. 公共交通機関における障害者割引制度については、障害者の社会参加の促進の観点からも、現在生じている課題解消に向け、以下について検討いただきたい。

有料道路の利用に関し、以下について検討いただきたい。

- ① 運転免許のない重度障害者の移動や自家用車を利用できない場合等において、現行

制度では割引を受けることができない。車両が特定されることで行動範囲が制限されたり、経済的負担が生じたりしないよう、また、新型コロナウイルス感染拡大により公共交通機関の利用を控えたりする傾向があること等を考慮し、一日も早く、車両登録の要件を障害者個人が対象(障害者手帳やそれに代わる本人確認の提示)とするように見直していただきたい。

② また、福祉施設や障害者団体等が所有する福祉バスを含む、貸切バス等の車両についても割引制度の対象としていただきたい。

(回答)

- 有料道路における障害者割引制度については、通勤・通学・通院など車を日常的に使用する必要がある方の社会的自立を支援するため、専ら日常生活に用いる自家用車1台を対象としているところです。
- この1人1台要件の見直しについては、貴団体を始め、各障害者団体の皆様から要望があげられていることは十分承知しているところであり、このたび、1人1台要件を緩和する方向で高速道路会社と調整したところです。
- 今後、詳細な運用について、引き続き高速道路会社と調整するとともに、自治体、関係業界との協議を進め、令和4年度中に運用開始できるよう準備してまいります。

3. 鉄道における障害者割引に関し、以下について検討いただきたい。

① 身体障害者手帳所持者が入会できるJRジパング倶楽部特別会員制度は、「のぞみ」や「みずほ」等が割引の対象となっていないため、乗り継ぎの際に困難が生じたり(「ひかり」と「こだま」に直通運転がない)、「ひかり」の運転本数が大幅に削減され利用に支障をきたしている。安全で安心して移動できる環境の整備として、すべての新幹線を特別会員制度の割引対象となるよう検討いただきたい。

② 新幹線は、日常的な交通の移動手段として利用の頻度も多いが、東海道新幹線と山陽新幹線は、「ひかり」が直行運転がなく、新大阪駅での乗り継ぎが余儀なくされていることから利用において困難があり、利便性も損なわれているため、乗り継ぎなく移動できるよう直行運転を設けていただきたい。

③ 第1種、第2種の障害者が単独でJRを利用する場合、割引の対象区間が片道100キロを超える区間に限られており、日常生活における障害者の自立と社会参加の推進をする観点からも、対象区間の拡大を検討いただきたい。

④ 定期急行が全廃となったことにより普通急行券の割引制度が有名無実化する一方、特別急行については割引制度がない。利用の制限や経済的負担が生じないように、第1種の障害者が介護者と利用する場合、特別急行券については割引制度を設けていただきたい。

(①、③、④回答)

- JRが提供する「ジパング倶楽部」については、鉄道事業者の営業施策により需要喚起等を目的とする企画商品であり、その設定・変更については、鉄道事業者の自主的な判断に基づき実施されております。
- また、障害者の方に対する運賃割引については、割引による減収を他の利用者の負担によって賄うという鉄道事業者の自主的な判断の中で、理解と協力を求めてきたところです。
- 障害者割引に係る距離制限の緩和や、特別急行券の割引制度の設定等の割引制度の拡充について、国土交通省としては、鉄道事業者に対し、ご要望の趣旨を伝えるとともに、理解と協力を求めて参ります。

(②回答)

- 新幹線の直通運転など鉄道の運行ダイヤの設定においては、事業の自主性・主体性を尊重し、一義的には、鉄道事業者が路線の利用状況等を勘案し、適切に設定すべきものと考えております。
- 一方で、運行ダイヤの設定については、利用者の利便性の確保にできる限り配慮した上で設定する必要があると考えております。
- 国土交通省としましては、関係事業者に対して、利便性の確保などを図っていくよう、働きかけて参りたいと考えております。

4. 駅の無人化については、車いす利用者のみならず、障害特性に対応したサポートが必要であることから、障害者の利便性と安全面の検証を行い、必要な対策が講じられるよう徹底していただきたい。

(回答)

- 障害のある方々を含め、誰もが安全かつ円滑に鉄道サービスを利用できる環境を整備す

ることは大変重要であると考えております。

- 国土交通省では、止むを得ず、駅を無人化する場合であっても、可能な限り、安全かつ円滑な利用を確保するよう、鉄道事業者を指導してまいりました。
- また、障害者団体の方々の意見を伺いつつ、こうした取組を一層進めるため、昨年11月には、障害者団体、鉄道事業者、国土交通省の3者による、意見交換会(※)を設置しました。
※「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関する障害者団体・鉄道事業者・国土交通省の意見交換会」
- 今後とも、意見交換会において障害者の方々のご意見、ご要望を丁寧にご伺いながら、無人駅を安全、円滑にご利用いただける方策について真摯に検討をすすめてまいりたいと考えております。

5. ユニバーサルデザインに配慮した安全な道路整備の促進が求められる。特に、視覚障害者が安全に横断できる環境整備の観点からも、例えば音響式歩行者誘導付加装置や歩行者支援装置(スマートフォン等に歩行者信号の状態を送信する機能)の普及促進等も必要と考える。また、路側帯の側溝に蓋がない等で転倒等の危険性や地方道の整備率が低い状況が見られることについて、予算措置を含め重点的な取組を講じていただきたい。

(回答)

- 排水溝が存在する場合は、蓋を設置するほか、蓋に車いすのキャスター、白杖の先及びハイヒール等が落ち込むことが無いよう配慮する必要 があります。
- 国土交通省としては、地方公共団体等に対し、このような移動等円滑化基準の考え方を研修の場等で周知し、バリアフリー化への理解を深めていただけるように努めているところです。
- また、国土交通省としては、地方公共団体が行うバリアフリー化に対して、防災・安全交付金などにより、地方公共団体の要望を踏まえ、支援しております。

6. UDタクシーについては、都市圏での普及が進められ、また、障害特性に応じた利用時の課題改善等が進められているが、その一方で地方における普及率の低さや利便性の課題がある。誰もが気兼ねなく利用できるよう、ターミナル駅や病院等の専用レーンの整備

等、一層の環境整備の促進を図っていただきたい。

(回答)

- UD タクシーについては、都市部における普及が進んでいる一方で、ご指摘のとおり、地方部における普及率が低い傾向にあると認識しております。
- このような状況を踏まえ、地方部における普及を促進するため、昨年改正されたバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、「令和7年度までに、各都道府県におけるタクシー総車両数の約25%について、UD タクシーとする」との新たな目標を設定するとともに、タクシー事業者による車両導入の負担軽減を図るため、補助金等により支援しております。
- また、UD タクシーを含むタクシーの乗車に係る周辺環境の整備について、地方公共団体が行う、駅前のタクシー乗場等のバリアフリー化に対して、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金により、地方公共団体の要望を踏まえ、支援しております。
- 国土交通省としては、引き続き、UD タクシーの普及促進や周辺環境の整備に取り組んでまいります。

7. エスカレーターの片側空けの危険性の是正については、長年にわたって要望しており、事業者等でキャンペーンやポスターの掲示等により利用者への注意喚起に努めていただいているが、十分な理解を得られるまでに至っていない。エスカレーターの歩行が単なるマナーの問題としてとらえるのではなく、危険性を伴う行為として注意喚起し、国民的理解が得られるよう対策を講じていただきたい。

(回答)

- エスカレーターの片側に立っている人が、エスカレーターを歩いている人等と接触をして危険を感じたといった御意見があることは承知しております。
※日本エレベーター協会が実施した「安全利用キャンペーン」のアンケート(2020 年度)によれば、エスカレーターの利用について「人やかばんなどがぶつかり、危険と感じたことがある」と回答した割合は、57.2%。
- 日本エレベーター協会等においては、ホームページ上でエスカレーターの片側をあけて歩行することをやめるよう周知を図るとともに、「やさしい思いやりをありがとう」キャンペーンとして、障害者も健常者も全ての方が安心してエスカレーターを利用できるようポスターでの広告等を行っているほか、全国の鉄道事業者等においては、エスカレーター「歩かず

－国土交通書－

立ち止まろう」キャンペーンとして、「歩かず立ち止まろう」「手すりにつかまろう」などを呼びかけ、エスカレーターでの歩行の危険性について周知啓発を行っています。

- 国土交通省としては、利用者の意識啓発を図るとともに、エスカレーターの管理責任を有する所有者や管理者において安全な利用を促していくことが重要と考えています。
- このため、平成28年に定めた「昇降機の適切な維持管理に関する指針」において利用者に安全な利用を促すことを所有者・管理者の責任として明記し※、普及に努めるとともに、関係団体によるキャンペーンを後援しているところであり、今後とも、関係団体と連携し、このような取り組みを通じてエスカレーターに乗る際の安全利用の啓発を支援してまいります。

※平成28年に定めた昇降機の適切な維持管理に関する指針においては、所有者・管理者の責任として「標識の掲示、アナウンス等により昇降機の利用者に対してその安全な利用を促すこと」としている。

文部科学省

幼児期からの教育において、障害者との交流などを通じ、心のバリアフリーについて理解を深めるための取組が進められているが、さらに充実・推進されるよう、保護者も一緒に取り組めるような「心のバリアフリー学習」の機会等も含め、取り組んでいただきたい。

(回答)

- 心のバリアフリーの実践のため、学校において、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ「交流及び共同学習」を推進することが重要であり、文部科学省では、
 - ・ 学習指導要領において「交流及び共同学習」の機会を設けることを規定
 - ・ 有識者等からなる「心のバリアフリー学習推進会議」の提言を踏まえた通知の発出
 - ・ 授業等で活用できる「心のバリアフリーノート」の作成・周知等に取り組んでまいりました。

- こうした取組も受け、各地域・学校によっては、保護者や地域住民を対象とした合同研修会を設け、「交流及び共同学習」の意義を学ぶ機会を設ける等工夫して頂いており、文部科学省としては、こうした好事例を「交流及び共同学習ガイド」として周知する等、引き続き全国を取組が進むよう努めてまいりたいと考えています。

警察庁

駐車禁止除外指定車標章の交付対象者については、平成19年の見直しから十数年経過したなかで、個人の状況や地域の実情等を考慮した交付基準の緩和について検討いただきたい。

特に、上肢障害者については、雨天時の雨具使用や荷物による移動困難の解消を求める声が多く、現行の上肢障害2級の2までを3級に見直しいただきたい。

(回答)

1. 身体に障害のある方の駐車規制からの除外措置は、個人の状況として、用務先の直近の路上に駐車をしなければ、車両から用務先への徒歩による移動が困難と認められる方が現に使用中の車両が対象とされており、具体的な対象範囲は、都道府県公安委員会が管轄区域の実情等を考慮した上で、障害の区分に応じた基準を定めているところです。
2. ご指摘の上肢障害の対象につきましては、自動車税等の減免や身体障害者旅客運賃割引規則における第一種身体障害者と同様の範囲が対象とされています。
3. 駐車規制からの除外措置は、本来、駐車車両により交通の危険や渋滞を生ずるおそれが高いことを理由に駐車禁止規制が実施されている全ての場所で、日時を問わず駐車を可能とするものであり、対象範囲の見直しについては、各都道府県警察とも連携し、交通環境に与える影響等を慎重に検討する必要があるものと考えています。

消防庁

過去の大規模災害や豪雨や豪雪等の災害に対する防災・減災への関心が一層高くなっているなかで、地域住民と連携を図り、多様な地域の防災体制を充実させていくことが肝要であり、また、一層のネットワークの強化が求められる。こうしたことから、地域における防災会議等においては、障害者当事者団体が参画できる枠組みを確立していただきたい。

(回答)

1. 東日本大震災において、避難所の運営に当たり女性や障害者等の視点が必ずしも十分でなかった等の指摘があったことから、防災基本計画が修正され、女性、高齢者、障害者等を地方防災会議の委員に任命するなど、防災に関する政策の決定過程等に多様な視点を取り入れる必要がある旨、規定されたところです。
2. また、消防庁防災業務計画においても、地方防災会議で女性、高齢者、障害者などの多様な主体の視点が反映されるよう助言することとされております。
3. これまで、こうした定めに基づき、自治体に対する助言等に取り組んできたところであり、引き続き、地方防災会議への障害者当事者団体の参画を働きかけてまいります。

【参考規定】

○防災基本計画(令和3年5月)―抜粋―

第1編 総則

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

○消防庁防災業務計画(令和2年7月)―抜粋―

第Ⅱ部 消防庁における防災に関しとるべき措置

第1編 基本対策編

第1章 防災体制

第2節 地方公共団体における防災体制

各地方公共団体における地方防災計画の作成・実施状況を定期的に把握するとともに、(中略)特に次の事項について助言等を行う。

1 都道府県の防災体制

－消防庁－

(1)都道府県防災会議の開催

都道府県防災会議を積極的に開催するとともに、部会及び専門委員を十分活用すること。また、女性、高齢者、障害者などの多様な主体の視点が反映されるよう留意すること。

2 市町村の防災体制

(1)市町村防災会議の開催

市町村防災会議を積極的に開催するとともに、部会及び専門委員を十分活用すること。また、女性、高齢者、障害者などの多様な主体の視点が反映されるよう留意すること。

金融庁

大手銀行では、通帳のデジタル化の本格導入が進められているが、インターネットの操作が難しい障害者がいることについて、どのような配慮がとられるのか不安を感じている障害者も少なくない。障害者への対応として、通帳の有料化の減免等の措置を検討いただきたい。

(回答)

金融庁として、どのようにデジタル化を行うか、顧客からどのような手数料を徴収するかについては、各銀行の経営判断に属する事項であると考えている。

他方、公共性を有する銀行は障がい者や高齢者に対して必要な配慮が求められる。例えば、新規に口座を開設する顧客に対する紙の通帳の発行を有料化した銀行の中で、一定の手続きを経た障がい者について通帳発行手数料の対象外とする銀行もあると承知しており、障がい者に配慮した取組事例として参考となるよう本事例を銀行に紹介してまいりたい。

新型コロナウイルス感染症関連

新型コロナウイルスの感染防止対策と社会経済活動の両立にむけた方針が示される一方で、感染拡大の収束がみえないなか、抵抗力が弱い障害者やその家族及び施設職員や事業所従事者等にとって感染の心配が常態化している。加えて、施設や病院内でのクラスターが発生していること等から以下について早急に検討いただきたい。

① 新型コロナワクチン(インフルエンザ含)の優先接種の対象者に加えていただきたい。また、ワクチン接種に伴う情報提供、接種会場等での接遇等に対し、個人のニーズに対応した障害特性に配慮した適切な対応や対策を講じていただきたい。

(回答)

【接種順位について】

○ 新型コロナワクチンの接種は、重傷者や死亡者を減らすことを主な目的としており、その接種順位については、重症化リスクや医療提供体制の確保等を踏まえ、

① まずは、医療従事者等

② 次に、高齢者

③ その次に、高齢者ではない基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者

という形で、順次接種できるようにすることを、政府の分科会での議論を経てお示しているところです。

(※) 令和3年2月9日 第24回新型コロナウイルス感染症対策分科会

○ 現在、7月末を念頭に、希望する高齢者への接種が完了するよう、接種を加速化するとともに、高齢者の接種の見通しがついた自治体から、高齢者の接種状況や予約の空き状況を踏まえ、各自治体の判断で、順次、基礎疾患がある方々を含めて、広く一般にも接種を開始していただくこととしております。

○ その際、基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者については、先行予約期間の設定などにより優先的に接種できる機会を設け、この先行予約期間における予約の空き状況がある場合などには、基礎疾患を有する者等の接種機会が損なわれない範囲でそれ以外の一般の方も予約可能であることとしており、御指摘の方々についても、各自治体の判断で、広く一般にも接種を開始していただく中で接種を進めていただくことは可能としております。

【障害特性に配慮した適切な対応等について】

- 新型コロナワクチン接種に関する障害特性に応じた合理的配慮の提供について、
 - ・ コールセンター等の相談窓口では FAX やメール等による相談対応についても可能とすること
 - ・ 視覚障害者が接種券といった自治体からの郵送物の選別をするために、その内容及び発信について点字や拡大文字での表記を検討すること
 - ・ 自治体のホームページ等において、視覚障害者向けテキストデータや、聴覚障害者向け字幕映像の提供等についても検討すること
 - ・ 接種時においても、聴覚障害者向けのコミュニケーションボード等による案内や、視覚障害者向けの音声による案内等(※1)を厚生労働省から各自治体をお願いしている(※2)ところです。
(※1)その他に、知的障害者や発達障害者等に対しては、知的障害者や発達障害者等に対する分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な説明などの配慮も依頼。
(※2)3月3日付け
- また、障害者に対する新型コロナワクチン接種を迅速・円滑に行うため、留意事項をまとめた事務連絡を発出するなど、必要な周知を続けてさせていただいております。
- さらに、自治体ごとに個別の課題がある場合には、厚生労働省に設置している新型コロナワクチン接種のための自治体サポートチーム等において、自治体の実情を丁寧にお伺いしつつ、しっかりと支援を行うこととしております。
- 引き続き、障害者の方につきましても、安心してワクチンを接種していただけるよう努めてまいります。

② PCR検査を公費負担とし優先的に受けさせていただきたい。

(回答)

1. 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査については、感染者が疑われる方など検査が必要と判断される方がより迅速・スムーズに検査をうけられるようにするとともに、感染拡大の防止が必要である場合にはひろく検査が実施されることが重要であると考えています。
2. このため、例えば、感染拡大地域の医療、介護等の施設の従事者や入院・入所者などに対して、感染者が発生していない場合を含め、重点的な検査を実施する等、自治体に対し繰り返し要請するとともに、各自治体において検査の集中的実施計画を策定し、その実施に取り組んでいるところです。

- ③ 避難所及び福祉避難所については、収容人数を把握し避難できない人がでないように適切に設置していただきたい。（内閣府再掲）

（回答）

- 昨年の台風第10号においては、最大級の警戒が必要であったことから、関係自治体において、住民に対して早急な避難の呼びかけが行われた結果、一部の避難所において収容人数に達し、他の避難所を紹介するなどした事例があった。

- このことを受け、
 - ・ 災害の大きさを適切に判断し、必要な避難所をできる限り当初から開設することとし、その場所、収容人数等を平時から周知すること
 - ・ 自治体のホームページや防災メール等を含め、避難所の混雑情報等の効果的な情報発信の手段について平時から検討すること、などについても自治体に対し促しているところ。

- 今後も、自治体において、避難所への円滑な避難のため、適切な対策が取られるよう支援してまいりたい。

- ④ 感染予防対策については、情報コミュニケーションを確保し障害特性に配慮した対策を講じていただきたい。

（回答）

1. 新型コロナウイルス感染症に関する国民の皆様への働きかけについては、記者会見をはじめ、ホームページやSNS、動画、ポスター、リーフレット等様々な媒体なども活用して、国民の皆様への情報発信に努めているところです。

2. 障害をお持ちの方等の情報アクセシビリティの確保のために、各省庁や地方自治体等において、障害特性を考慮した適切な情報発信等が実施されることが重要です。

3. このため、厚生労働省における新型コロナウイルス感染症に関する広報等に関しては、
 - ・ 厚労省ホームページにおいて、聴覚障害者向けの相談窓口の明記や、大臣記者会見の速やかな概要の掲載と映像に字幕を付した動画の公開
 - ・ 地方自治体等に対して、情報発信時における障害特性を踏まえた配慮等の依頼等を実施しています。

⑤ これらの対策の検討においては、障害者が参画し協議検討を行う仕組みを徹底していただきたい。

(回答)

1. 新型コロナ対策において、例えば、障害児者が新型コロナウイルスに感染し、医療機関等への入院が必要となる場合等を想定し、各都道府県に設置する協議会において、障害児者各々の障害特性等を踏まえて、予め受入医療機関の整備を行うこと等を都道府県等に依頼し、体制の整備を進めるなどの対応を行っているところです。
2. 今後も、関係者の皆さまの声を踏まえつつ、自治体とも連携を図り、必要な対応策を検討してまいります。

⑥ 障害者の解雇が大幅増(前年度比34.9%増)の現状は深刻であり、働くための環境整備の支援等を含め、早急に対策を講じていただきたい。

(回答)

1. ご指摘のとおり、2020年の3月から8月までの障害者解雇数は1475人であり、前年同期(1093人)と比べ34.9%増加しました。
一方で、9月以降の障害者解雇数は前年と比べて減少している月も見られ、2020年の4月から2021年3月までの累計は2191人、前年同期比5.6%増と一定の落ち着きが見られると認識しています。
2. こうした中で、厚生労働省においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業を含め、障害者を雇用する企業に対し、障害者の雇用の維持に向け、
 - ・ (他の労働者と同様に)雇用調整助成金の大幅な拡大等に加え、
 - ・ 各企業において、従来障害者が行っていた業務の減少等に対応する必要があることから、ハローワークが障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センター等関係機関と連携し、新たな職務の選定や配置転換等に関する専門的な支援を実施してまいりました。
3. また、解雇された障害者に対しては、ハローワークにおいて、関係機関と連携した障害者向けチーム支援などを通じて早期の再就職の実現に向けて迅速に対応しているところです。
4. 引き続き、障害者の雇用の維持・促進に向け、必要な支援を積極的に実施してまいります。

⑦ 新型コロナウイルス感染症に関する地方自治体が開設する相談窓口については、電話のみならずFAXでの対応を徹底していただきたい。

(回答)

1. 新型コロナウイルス感染症に係る相談体制については、受信・相談センターを、現在、全ての都道府県に設置しています。
2. その際、FAX やメール等のほか、「遠隔手話サービス」や「電話リレーサービス」等も活用していただくよう、各都道府県に対しお願いしているところです。

⑧ 中途失聴・難聴者が参加するインターネット上での集まりや会議における要約筆記利用を障害者総合支援法の意味疎通支援事業に加えていただきたい。

⑨ 対面でのコミュニケーションを支援する意思疎通支援者は格別の安全対策、経済的な補償のないなかでの活動が強いられている。こうした状況が一刻も早く解消されるよう、当事者団体・意思疎通支援者(手話通訳、要約筆記者等)の活動を支援いただきたい。

⑩ 障害者総合支援法においては要約筆記者の派遣は個人利用、居住市町村内利用を原則とし、専門性の高い意思疎通については市町村域を越えて要約筆記の派遣を受けられるということになっている。しかし、団体が実施する集まりについては、要約筆記者利用を想定していないため、市町村・都道府県が事業実施要綱で対応していること等から地域格差を招いている。さらに、全国規模の研修等の集まりに対しては制度が全く未整備で、集まり開催地の自治体が特例で対応するか、実施主催者の費用負担で対応せざるを得ない状況が続いている。

いつでも、どこでも、必要な場に要約筆記者の派遣ができ、情報保障が確保されることが緊要であることから、都道府県、政令市等での広域的な派遣事業を推進すると同時に、全国規模の会議・集まりへの要約筆記者の派遣の仕組みを実現していただきたい。

(厚生労働省再掲)

(回答)

1. 意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等に対して、地域生活支援事業における市町村事業としての意思疎通支援事業において、要約筆記者の派遣に対する支援を行うとともに、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議等並びに市町村等での対応が困難な場合は、地域生活支援事業における都道府県事業としての「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」において、要約筆記者等の派

遣に対する支援を行っています。

2. これらの支援を行う地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態によって事業を実施するとの趣旨を踏まえ、実施主体である市町村や都道府県において管内の障害者のニーズの状況や、地域の特性等を考慮して支援内容等が決められているところであり、御指摘の全国規模の研修会についても個々の自治体の状況等に応じた対応が行われるものと考えております。
3. また、手話通訳者の派遣事業や設置事業について、聴覚障害者の適切な受診機会の確保や手話通訳者の感染防止等のため、遠隔手話サービスにより実施した場合にも地域生活支援事業の対象とすることとしています。
4. さらに、令和2年5月、各都道府県障害保健福祉担当部局あてに遠隔で要約筆記を実施する場合について、地域生活支援事業の意思疎通支援事業の対象としてよい旨、周知を行ったところです。
5. 引き続き、関係者の皆様の御意見を伺いつつ、聴覚に障害のある方に対する意思疎通支援や情報保障の充実に努めてまいります。

- | |
|---|
| <p>⑪ 地域社会において安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・減災対策を推進するとともに、新型コロナウイルス等の感染対策にも万全を期した避難所・福祉避難所の設置など、国と地方公共団体が一体となって、災害時の障害者支援体制の整備を早急に講じるよう要望する。
(内閣府再掲)</p> <p>⑫ 障害特性に配慮した避難所の確保や活用スペースの見直し、感染防止のための物資や機材等の配備等を徹底していただきたい。さらに、地域特性も踏まえ、地域全体(市町村職員・地域住民・障害者やその家族・社会福祉施設等幅広い関係者)で参加する実践型の避難所運営の訓練が行える仕組みを徹底していただきたい。
(内閣府再掲)</p> |
|---|

(⑪回答)

- 政府としては、防災・減災対策について、指定避難所や社会福祉法人等の福祉施設等における防災機能の整備等のため、緊急防災・減災事業債により自治体の取組を財政的に支援しているところ。
- 避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止にも十分留意する必要性があり、これまで、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、避難者スペースの十分な確保、発熱者等への対応などについて、自治体の取組を促してきたところ。

－新型コロナウイルス感染症関連－

- また、障害者等の要配慮者の福祉避難所等への直接の避難が促進されるよう、府令、ガイドライン等を改定したところ。
- 引き続き、関係省庁や自治体と連携して、福祉避難所等における生活環境の改善に努めてまいりたい。

(⑫前段回答)

- 災害時における障害者など要配慮者の避難への支援等は重要であると認識しているところ。
- 先般、福祉避難所の指定や直接避難の促進、一般避難所での福祉スペース確保等が図られるよう、府令、ガイドライン等を改定したところ。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応においても、ホテル・旅館等の避難所としての活用に当たって、障害者等を優先的に避難する者として検討することや、一般の避難所においても要配慮者の専用スペースを確保するレイアウトの例をお示しするなど、自治体に対し要配慮者に配慮した取組の助言に努めているところ。
- また、マスク、消毒液、パーティション等の感染症対策物資の備蓄に要する費用については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の活用も検討の上、取組を進めるよう自治体に働きかけているところ。

引き続き、関係省庁や自治体とも連携しながら、避難所において障害特性に配慮した必要な支援を受けられるよう努めてまいりたい。

(⑫後段回答)

- 地域特性も踏まえ、地域全体で防災訓練を継続的に実施することは重要であると認識している。
- このため、中央防災会議で決定した今年度の総合防災訓練大綱においては、障害者等の「要配慮者本人の参加を得て避難場所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める」ことを基本方針に定めており、また、地方公共団体等には、「高齢者等避難等の避難所の開設・運営等に関する訓練を、要配慮者本人や要配慮者利用施設の管理者等の参加を得ながら実施する」よう促している。
- また、内閣府としては、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

－新型コロナウイルス感染症関連－

ガイドライン」(第3版 令和3年6月16日発刊)及び関連する動画を発出し、コロナ禍においても感染拡大防止等により適切に避難所が運営されるための具体的な手順を示すとともに、例えば、避難所の占有スペースの区割りに関して、要配慮者の専用スペースを設けることや、要配慮者の状況を考慮した区割りにすることなど、障害のある方等への配慮について記述し、これらに基づいて地方公共団体等が安全面に配慮しつつ訓練を実施することを促している。

- このような取り組みをとおして、引き続き、地域全体で参加する実践型の避難所運営訓練を継続的に実施するよう努めてまいりたい。

⑬ **新型コロナウイルス感染症に係る国及び地方自治体の記者会見や YouTube 等のメッセージ動画配信に関しては、情報保障として、生配信であってもアーカイブであっても、手話通訳に加え、自動字幕ではなく生字幕をつけていただきたい。**

(回答)

1. 新型コロナウイルス感染症に係る国(厚生労働大臣)の記者会見の動画配信にあたっては、手話通訳に加え、自動字幕ではなく、記者会見の音声データを正確に文字起こしたものを字幕として配信を行うなど、必要な配慮を行っている。
2. また、新型コロナウイルス感染症対策に係る政府広報 CM はもちろんのこと、厚生労働省が作成する YouTube 等での予防啓発動画についても字幕を付けて配信等しており、引き続き対応していく予定としている。
※厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防啓発に関して、現在まで YouTube 等での生配信を行っている実績はない。
3. いずれにせよ、今後とも障害者に対する情報保障として必要な配慮に努めていきたい。
※なお、新型コロナウイルス感染症に係る地方自治体の記者会見等に関する対応については、別途総務省より提供あり。